

(証券コード 7897)  
平成28年6月7日

株 主 各 位

大阪府岸和田市木材町17番地2

**ホクシン株式会社**

代表取締役社長 平良 秀男

## 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）当社の営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府岸和田市木材町17番地2 当社3F会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
    **報告事項** 第66期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
  
    **決議事項**  
    **議 案** 監査等委員以外の取締役5名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.hokushinmdf.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、期初においては円安の進行による輸出産業での採算の改善等により企業収益や設備投資が回復し、更には所得環境の改善や株価上昇が個人消費を押し上げ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら期中より中国をはじめとするアジアなどの新興国の経済成長の減速や資源価格の暴落により、国内においては株価下落や為替の円高への転換があって、業種によっては企業の採算が悪化、日銀のマイナス金利の導入についても、これまでのところ効果は限定的と見られており、先行きの不透明感が増しております。

一方、当社と関連の深い住宅産業につきましては、住宅取得に伴う政府の補助金や減税などの優遇制度及び住宅ローン金利の一層の低下により、平成27年度の新設住宅着工戸数は92万戸となり、前年同期比4.6%の増加となりました。

当該期間の業績につきましては、住宅着工戸数の回復傾向に加え、円安で輸入MDFの供給量が減少したこと等で、主に建材向け製品及びフロー材用途向け製品の販売が好調に推移し販売価格も持ち直したことにより、売上高は増加いたしました。生産面においては、堅調な出荷量を背景にした生産量増加による固定費比率の低下と、原材料リサイクルによる歩留り向上を目指した設備の改善や原油価格の下落によるエネルギーコストや石油系原料価格の抑制により、製造原価を低減することができました。なお、輸入商品につきましては円安傾向による仕入価格の上昇を販売価格に転嫁する状況の中で、販売量が減少いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は111億56百万円と前年同期比11.1%増となりました。このうち、国内製品のスターウッドは、54億9百万円（前年同期比19.8%増）、スターウッドTFBは、37億80百万円（同10.4%増）となりました。一方、商品につきましては、19億55百万円（同4.7%減）となりました。営業利益は3億30百万円（同107.2%増）、経常利益は3億35百万円（同169.7%増）、当期純利益は3億62百万円（同136.1%増）となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、2億55百万円であり、その主なものは、セグメンタルスキャルパー68百万円、リレーコンベア31百万円、モルダライン集塵設備19百万円、ディファイブレーターユニット19百万円などであります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金により充当しております。

## (3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、来年4月に予定どおり消費税増税が実施された場合の駆け込み需要、政府の各種住宅取得支援策の延長や住宅ローン金利の歴史的な低金利が続くと見られることから、新設住宅着工戸数は堅調に推移するものと予測されます。

当社ではこのような状況の下で、好調な建材向け製品やフローア―基材用向け製品の販売量を確保し、構造用製品や汎用性製品の拡販にも努めてまいります。生産面につきましては、安定稼動を維持しつつ、生産設備の改善による生産能力や品質面の改善・向上を目指し、コストダウンに注力し、お客様のニーズに応じてまいります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 (平成24年度)	第64期 (平成25年度)	第65期 (平成26年度)	第66期 (平成27年度)
売 上 高	千円 9,971,751	千円 10,901,626	千円 10,038,544	千円 11,156,388
経 常 利 益	千円 376,543	千円 287,142	千円 124,240	千円 335,097
当 期 純 利 益	千円 285,180	千円 309,451	千円 153,707	千円 362,872
1株当たり当期純利益	円 10.06	円 10.91	円 5.42	円 12.80
総 資 産	千円 10,205,377	千円 10,069,409	千円 10,374,345	千円 11,120,953
純 資 産	千円 3,270,043	千円 3,520,195	千円 3,667,631	千円 3,878,024
1株当たり純資産	円 115.33	円 124.15	円 129.35	円 136.77

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社は、岸和田工場にてMDF製品（製品名：スターウッド及びスターウッドTFB）を製造し、関連会社のC&H株式会社を通じて販売を行っております。また、海外で製造されたMDF商品（商品名：カスタムウッド等）を仕入れ、同様に販売を行っております。MDFは繊維板の一種で木質チップを蒸煮解繊して、接着剤を添加、熱圧して平板とした後、調湿、仕上、検査を経て製品となります。

製品は高耐水・高耐久性、寸法安定性を有し、均質で表面が平滑で加工性に富んだシックハウス対応の住宅部材、住設機器部材、家具部材、二次加工台板等として広く利用されております。また、住宅構造用部材として耐力壁、床下地の用途にも利用されております。

(7) 主要な営業所及び工場

- ① 当 社            本社（大阪府岸和田市）
- ② 工 場            当社岸和田工場（大阪府岸和田市）
- ③ 関連会社        C&H株式会社（東京営業課、大阪営業課）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146〔1〕名	1名減	41.4歳	17.4年

(注) 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除く）であり、臨時従業員数（嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	900百万円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	825百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	650百万円
農 林 中 央 金 庫	490百万円
三井住友信託銀行株式会社	400百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 99,713,700株
- (2) 発行済株式の総数 28,353,700株 (自己株式19,305株を除く)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当期末株主数 5,061名 (前期末比42名減)
- (5) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
兼松株式会社	7,522	26.53
大建工業株式会社	4,227	14.90
國分哲夫	1,423	5.02
永大産業株式会社	1,000	3.52
ホクシン取引先持株会	863	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	516	1.82
株式会社池田泉州銀行	430	1.51
ホクシン従業員持株会	296	1.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	267	0.94
西村平	216	0.76

(注) 持株比率は、自己株式 (19,305株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 良 秀 男	C & H株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	西 丸 義 孝	本社部門統括 C & H株式会社 監査役
取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	入 野 哲 朗	製造部、技術開発部、品質保証室担当
取 締 役	加 藤 智 明	大建工業株式会社 取締役
取 締 役 員 (執 行 役 員)	古 谷 正 美	購買部、営業業務部担当
取 締 役 員 (常 勤 監 査 等 委 員)	小 林 一 行	
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	太 田 励	公認会計士、税理士
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	村 松 陽 一 郎	兼松株式会社 企画部長

- (注) 1. 取締役 加藤智明、小林一行、太田励及び村松陽一郎の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役 小林一行氏及び太田励氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査等委員 小林一行氏は、金融機関における幅広い業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに会計監査人及び内部監査室等との十分な連携と監査等委員会の環境整備のため、同氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員 太田励氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	5名	68,430千円
取締役(監査等委員)	3名	15,400千円
監 査 役	3名	5,250千円
合 計	9名	89,080千円
(うち社外役員)	(5名)	(24,400千円)

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第65期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬等の限度額を年額90,000千円以内、取締役(監査等委員)の報酬等の限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。
2. 平成17年6月29日開催の第55期定時株主総会において、監査役の報酬等の限度額を年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、当社は平成27年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。
3. 監査等委員を除く取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額13,900千円(監査等委員を除く取締役12,900千円、監査等委員である取締役1,000千円)が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	加藤智明	大建工業株式会社 取締役	法人主要株主 主要取引先
取締役 (監査等委員)	太田 励	公認会計士、税理士	—
取締役 (監査等委員)	村松陽一郎	兼松株式会社 企画部長	法人主要株主

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	加藤智明	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役 (監査等委員)	小林一行	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会2回並びに監査等委員会10回全てに出席し、金融機関における幅広い業務経験をもとに、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役 (監査等委員)	太田 励	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会2回並びに監査等委員会10回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士の専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役 (監査等委員)	村松陽一郎	取締役就任後開催の取締役会11回のうち10回及び監査等委員会10回のうち9回に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,900千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	17,900千円

- (注) 1. 監査等委員会では、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠や職務執行状況などを確認し検討した結果、経営執行部門から聴取した意見を踏まえ、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額で記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任について協議を行います。監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また監査等委員会は、会計監査人において職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。（なお、本方針は、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、平成27年6月26日開催の取締役会において決議したものであります。）

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、取締役会や経営会議において法制度や社会の動向を見据えつつ社内の最新実態を把握・評価することで、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ② コンプライアンス担当セクションを定めコンプライアンスマニュアルを整備し、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員まで周知徹底を図る。
- ③ 法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- ④ 経理関係諸規程を整備し、「内部統制委員会」を設置して会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「内部監査規程」を定め、監査室による内部監査を実施する。
- ⑤ 使用人等が（規程に定める監査等委員を含む）窓口担当者に対して直接、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する情報をすみやかに提供できるよう、「内部通報規程」を定めコンプライアンス体制を確保する。
- ⑥ コンプライアンス体制構築にあたっては兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」と連携した対応を行う。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「取締役会規程」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ② 「文書取扱規程」にて、会計帳簿及び貸借対照表並びに会社の基本的権利義務に関する契約及び財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存及び廃棄に関する基準を定め、適切に文書を保管する。
- ③ 当該「文書取扱規程」により、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「職務権限規程」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規程や実施細則・実施要領等を制定、研修などを通じて周知徹底し財務リスク、販売リスク、購買リスク、環境リスク、労災リスク等、業務上発生し得る各種リスクに備え損失の未然防止を図る。

また、取締役（監査等委員会が選定する監査等委員を含む）・執行役員・理事で構成する「経営会議」を設置し、重要案件の審議・検討を実施する。また必要に応じ社内横断的な委員会・プロジェクトチーム等を設置することにより業務上発生するリスクのコントロール及び顕在化したリスクへの対応協議を実施する。

- ② 自然災害など非常事態発生時の業務に関わるリスクについては、「緊急事態マニュアル」や「非常事態対応フロー」等を策定し、適切な管理体制を構築する。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」により、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、「経営の基本方針」その他の法令又は定款に定める重要な事項を決定する。
- ② 経営の意思決定の迅速化及び監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。
- ③ 意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。
- ④ 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、「職務権限規程」にて、取締役及び従業員の職務と権限の関係並びに基準を定める。
- ⑤ 重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規程」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「委員会・プロジェクトチーム等」を設置する。主要な委員会・プロジェクトチーム等へは、監査等委員会が選定する監査等委員も出席する。
- ⑥ 中期経営計画及び年度予算計画を策定し、この計画に基づいて事業年度毎の業務計画を立案、実行する。また、その進捗状況をフォローするため毎月1回、全社的なミーティングとして、業績改善会議を実施し、目標・計画の着実な達成を図る。

#### (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言のもと、コンプライアンス活動を推進し、適宜兼松株式会社に対して報告する体制を構築する。

また年に数回、適宜、兼松株式会社及び兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレートガバナンスの共通認識の徹底を図る。

- ② 当社の関連会社の経営者とは経営及び内部統制に関する情報を共有する。そ

の自主性を尊重しつつ、「関係会社運営規程」により、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し事前に協議を行ったり、当社監査室による監査を適宜実施する。

- ③ 当社と兼松株式会社及び当社関連会社との間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社及び当社関連会社の独立性を十分に確保する体制を構築する。

**(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会の実効性を高め、業務の円滑な遂行のため、監査等委員会の職務を補助する必要が生じ、監査等委員会として補助すべき取締役又は使用人が必要との要請を行った場合には、監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保する。

**(7) 当社の監査等委員会を補助すべき取締役又は使用人の他の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該取締役又は使用人に対する指示の実効性に関する事項**

監査等委員会の職務遂行を補助すべき取締役又は使用人については、監査等委員会が指揮命令権を有し、他の取締役からの指示命令は受けないものとする。

**(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときにはすみやかに、またコンプライアンスに関する重要な事項については都度、報告する。内容により、当社グループに関することを含む。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する報告を求められた場合には、すみやかに報告する。
- ③ 取締役会の他、監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の実効的な実施を行うため、経営会議及びコンプライアンスや内部統制等に関する重要な会議他、主要な委員会・プロジェクト等に出席し、当社及び当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。  
出席しない場合には、付議事項や資料について説明を受け、議事録等を閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他の当社の監査等委員会の監査等の職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査室の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、監査室の内部監査に同席し、結果の報告を受け、又は特定事項に関し調査の依頼を求めることなど、監査等委員会と監査室が連携できる体制とする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける。また会計監査人の報酬については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- ③ 代表取締役と監査等委員会及び監査等委員は、定期的に会合を持つ等により、経営の基本方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会の職務にかかる環境整備の状況、監査等職務上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④ 監査等委員が職務を執行する上で生じる費用または債務について前払い又は償還の請求をしたときは、当社がすみやかに支払うものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 基本的な考え方  
反社会的勢力からの不当・不法な要求等に対しては、警察当局・顧問弁護士との緊密な連携のもとに、一切の関係を遮断し、組織全体で対応する。
- ② 整備状況  
コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する行動指針を定め、社員全員に周知徹底する。また管理部人事総務グループを対応部署として、大阪府企業防衛連合協議会の講習会等に参加し情報の収集を行っている。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 職務執行の適法性を確保するための体制

当社は監査等委員会設置会社に移行し、また監査等委員を含む取締役の半数を社外取締役とすることで、経営に対する監督機能の強化に留意しております。また「基本方針」に沿って具体的にコンプライアンス体制の構築と意識の徹底に努めており社長が全役職員に対して示す「行動指針」において、常に「安全」と「法令遵守」を第一に掲げております。またインサイダー取引にかかる注意喚起（当事業年度中に4回開催）や情報セキュリティー委員会（同3回開催）を通じた情報管理の徹底等にも取り組んでおります。内部通報制度は規程を見直し、利用状況については取締役会に報告しております。

内部監査については常勤の監査等委員が立会い、製造部門や間接部門など計5部門を対象として実施されました。

### (2) 情報の保存及び損失の危険の管理に関する体制

取締役会議事録等については「文書取扱規程」により適切に保存し保管しております。財務リスクについては「経理規程」等の経理関係諸規程、販売リスクについては「与信管理規程」、購買リスクについては「購買管理規程」「外注管理規則」といった規程類を通じて、また環境・品質リスクについてはISO認証の取得企業として「環境品質方針」の下で「ISO統合マニュアル」を策定・整備して、リスクのコントロール及び顕在化するリスクへの対応に努めております。労災リスクについては安全衛生委員会の積極的な活動によりリスクの解消に日々努めており、当期は火災通報マニュアルを改正しております。

### (3) 取締役の効率的な職務執行を確保するための体制

当社では経営の意思決定の迅速化を目的として、平成27年4月1日付けで「職務権限規程」を見直し、その上で「経営会議」あるいは執行役員制度を通じた業務執行の機敏性を高めるよう努めております。

取締役会では定例の取締役会の他に臨時取締役会（1回）も開催し、必要な法令または定款に定める重要な事項を決定しております。当期においては監査等委員会設置会社への移行やコーポレートガバナンス・コードへの対応など経営の基本方針を決定いたしました。

### (4) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は兼松グループの一員として兼松株式会社が主催する、グループのトップマネジメントが集まる会合（当事業年度中に2回開催）や監査役等が集まる会合（同1回開催）等に参加し、業務の適正の確保に向けた共通認識の徹底・向上に努めております。

また、当社の重要な関連会社については当社販売部門として、取締役及び監査役等を派遣し必要な当社での会合や研修に参加させ、当社「関係会社運営規程」を踏まえた業務監査の実施や共通のITシステムの基盤を通じた統制により、あるいは株主権の行使を通じて業務の適正を図っております。また、グループ間の取引については他の取引同様に、「職務権限規程」等に従い決定しております。

**(5) 監査等委員会の監査等の職務が適切に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は3名の社外取締役で構成されており、うち1名を監査等委員長かつ常勤として設置しております。この常勤の監査等委員は重要な会議等への出席を通じ、または監査室等の内部統制部門との連携や監査内容に応じて各部門から必要な補助を受けて、能動的且つ直接的に情報収集できる体制または監査等委員会の運営が可能な体制を構築し、環境整備に努めております。

**(6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況**

反社会的勢力については、基本的な考え方及び整備状況を踏まえて、一切の関係を遮断しております。また、大阪府企業防衛連合協議会の年1回の総会および泉州ブロックの会合に出席し、反社会的勢力の活動状況について講習を受けております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績を反映した利益還元を行うことを基本方針とします。

一方で企業体質の強化に必要な内部留保の確保にも努め、内部留保金につきましては、安定的な配当の継続に必要な経営基盤の確保と設備投資などの資金需要に有効に活用することを基本方針とします。

また、自己株式取得につきましては、財務状況等を総合的に勘案しつつ実施するものと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、平成28年4月28日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

### ①配当財産の種類

金銭といたします。

### ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき3円      総額85,061,100円

### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

---

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,324,228</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,820,503</b>
現金及び預金	953,132	支払手形	132,232
受取手形	547,409	買掛金	2,093,029
電子記録債権	346,651	短期借入金	1,100,000
売掛金	1,553,419	1年内返済予定の長期借入金	970,000
商品及び製品	855,716	未払金	59,941
仕掛品	260,750	未払費用	45,149
原材料及び貯蔵品	747,643	未払法人税等	54,046
前払費用	56,392	未払消費税	54,489
その他	3,113	預り金	7,099
<b>固定資産</b>	<b>5,796,725</b>	賞与引当金	107,600
<b>有形固定資産</b>	<b>5,084,532</b>	役員賞与引当金	13,900
建物	380,145	その他	183,015
構築物	75,856	<b>固定負債</b>	<b>2,422,425</b>
機械及び装置	1,397,355	長期借入金	1,925,000
車両運搬具	12,994	長期未払金	150,572
工具器具備品	26,364	繰延税金負債	163,310
土地	3,031,507	退職給付引当金	152,859
リース資産	1,482	環境対策引当金	27,425
建設仮勘定	158,825	その他	3,256
<b>無形固定資産</b>	<b>15,952</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,242,929</b>
ソフトウェア	10,267	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	4,082	<b>株主資本</b>	<b>3,885,911</b>
リース資産	1,602	資本金	2,343,871
<b>投資その他の資産</b>	<b>696,239</b>	利益剰余金	1,545,405
投資有価証券	524,593	利益準備金	66,048
関係会社株式	161,076	その他利益剰余金	1,479,357
長期貸付金	2,414	繰越利益剰余金	1,479,357
敷金	4,844	<b>自己株式</b>	<b>△ 3,364</b>
その他	9,411	評価・換算差額等	△ 7,886
貸倒引当金	△ 6,100	その他有価証券評価差額金	20,976
		繰延ヘッジ損益	△ 28,863
<b>資産合計</b>	<b>11,120,953</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,878,024</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,120,953</b>

# 損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,156,388
売上原価		9,595,828
<b>売上総利益</b>		<b>1,560,559</b>
販売費及び一般管理費		1,229,583
<b>営業利益</b>		<b>330,975</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,077	
その他	46,982	72,059
営業外費用		
支払利息	42,368	
その他	25,569	67,938
<b>経常利益</b>		<b>335,097</b>
特別利益		
受取保険金	112,967	112,967
特別損失		
固定資産除却損	30,533	
災害損失	14,768	45,301
<b>税引前当期純利益</b>		<b>402,762</b>
法人税、住民税及び事業税	48,782	
法人税等調整額	△ 8,892	39,890
<b>当期純利益</b>		<b>362,872</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高(千円)	2,343,871	60,377	1,178,863	1,239,240	△ 3,338	3,579,773
当期変動額						
剰余金の配当		5,670	△ 62,378	△ 56,707		△ 56,707
当期純利益			362,872	362,872		362,872
自己株式の取得					△ 26	△ 26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計(千円)	—	5,670	300,493	306,164	△ 26	306,138
当期末残高(千円)	2,343,871	66,048	1,479,357	1,545,405	△ 3,364	3,885,911

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高(千円)	59,844	28,013	87,858	3,667,631
当期変動額				
剰余金の配当				△ 56,707
当期純利益				362,872
自己株式の取得				△ 26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 38,868	△ 56,876	△ 95,744	△ 95,744
当期変動額合計(千円)	△ 38,868	△ 56,876	△ 95,744	210,393
当期末残高(千円)	20,976	△ 28,863	△ 7,886	3,878,024

(注記表)

1. 記載金額

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。また、単位未満金額がある場合はゼロ、無い場合は－を表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるもの

決算日前1ヶ月間の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品：総平均法

仕掛品及び原材料：総平均法

貯蔵品：最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①リース資産以外の有形固定資産一定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械及び装置並びに車両運搬具 2年～15年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③無形固定資産一定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失にあてるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員等に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑤環境対策引当金は、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は、為替予約取引で、ヘッジ対象は、原材料の輸入取引であります。

③ヘッジ方針

為替予約取引は、原材料の輸入取引に係る為替変動リスクを回避し、安定した購入価格を維持する目的で行っており、実需の範囲で実施しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象になる負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺することが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,794,362 千円
(2) 受取手形割引高及び電子記録債権割引高	
受取手形割引高	301,089 千円
電子記録債権割引高	146,229 千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権債務	
短期金銭債権	2,446,023 千円
短期金銭債務	22,261 千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	2,138 千円
(2) 関係会社との取引高	
売上高	11,148,005 千円
営業取引以外の取引高	46,712 千円
(3) 受取保険金及び災害による損失	
平成27年10月に当社工場内で火災事故が発生しました。この火災事故による損失額は特別損失に計上し、受取保険金は特別利益に計上しております。	

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	28,373,005 株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	19,305 株
(3) 配当に関する事項	
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの	

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年4月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	85,061千円	3円	平成28年3月31日	平成28年6月24日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,860千円
賞与引当金	37,494
減価償却費	10,700
退職給付引当金	46,622
会員権評価損	11,947
投資有価証券評価損	19,880
環境対策引当金	8,364
たな卸資産評価損	659
繰越欠損金	111,706
その他	33,927
評価性引当額	(283,164)
繰延税金資産計	-
繰延税金負債	
土地再評価差額金	(154,104)
有価証券評価差額金	(9,205)
繰延税金負債計	(163,310)
繰延税金負債の純額	(163,310)

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が9百万円減少し、法人税等調整額が8百万円減少し、その他有価証券評価差額金が1百万円増加しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額 <sup>(※1)</sup>	時価 <sup>(※1)</sup>	差額
① 現金及び預金	953,132	953,132	—
② 受取手形	547,409	547,409	—
③ 電子記録債権	346,651	346,651	—
④ 売掛金	1,553,419	1,553,419	—
⑤ 投資有価証券	297,143	297,143	—
⑥ 関係会社株式	112,076	112,076	—
⑦ 支払手形	(132,232)	(132,232)	—
⑧ 買掛金	(2,093,029)	(2,093,029)	—
⑨ 短期借入金	(1,100,000)	(1,100,000)	—
⑩ 長期借入金	(2,895,000)	(2,905,940)	(10,940)
デリバティブ取引 <sup>(※2)</sup>	(28,863)	(28,863)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金② 受取手形③ 電子記録債権④ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券及び⑥ 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑦ 支払手形及び⑧ 買掛金並びに⑨ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、上記表中の記載金額2,895,000千円には1年内返済予定の長期借入金970,000千円を含めております。

[デリバティブ取引]

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）であり、すべてヘッジ会計を適用しております。また、時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	979,401	—	△ 28,863

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	227,450
関係会社株式（非上場株式）	49,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 投資有価証券」及び「⑥ 関係会社株式」には含めておりません。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	49,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	59,458 千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,141 千円



9. 関連当事者との取引に関する注記  
 関連会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	C & H株式会社	(所有) 直接 49.0%	2名 (注) 1	製品・商品の販売業務の請負	製品・商品の販売(注) 2	11,148,005	受取手形 電子記録債権 売掛金 未払金	547,409
		(被所有) 直接 —			業務請負(注) 3	19,800		346,651
					売上割引(注) 4	17,112		1,550,525
その他の関係会社の子会社	兼松ケミカル株式会社	(所有) 直接 — (被所有) 直接 —	—	原材料の仕入	原材料の仕入(注) 5	2,125,586	買掛金	1,159,736
主要株主(法人)	大建工業株式会社	(所有) 直接 0.1% (被所有) 直接 14.9%	1名	商品の仕入	商品の仕入(注) 6	1,731,183	買掛金	224,044

- (注) 1. 当社代表取締役の平良秀男氏は、C & H株式会社の代表取締役を兼任しております。  
 2. 製品・商品の販売についての取引条件は、双方協議の上決定した販売価格によっております。  
 3. 業務請負についての取引条件は、業務の負荷等を勘案し、双方協議の上決定しております。  
 4. 売上割引については、市場金利等を参考に決定しております。  
 5. 原材料の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。  
 6. 商品の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。  
 7. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 136円77銭  
 (2) 1株当たり当期純利益金額 12円80銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月19日

ホクシン株式会社  
取締役会 御中

**PwCあらた監査法人**

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 原 光 爵 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホクシン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な関連会社については、関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関連会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

③また平成27年4月1日から平成27年6月26日定時株主総会終結時までの監査については、当該期間に当該期間の各監査役が実施した監査内容を引き継ぎ、その内容を検証の上で当事業年度の監査報告といたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

ホクシン株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)	小林 一行	㊟
監査等委員	太田 励	㊟
監査等委員	村松 陽一郎	㊟

(注) 監査等委員 小林一行、太田励及び村松陽一郎は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 監査等委員以外の取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員以外の取締役全員（5名）が任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たいら ひでお 平良 秀男 (昭和22年1月3日)	昭和44年4月 兼松江商株式会社 (現兼松株式会社) 入社 平成7年4月 同社審査部長 平成9年4月 同社建設・木材本部長 平成10年6月 同社取締役住宅建材本部長 平成12年6月 同社取締役人事・不動産事 業・事業管理担当 当社監査役 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成15年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) C&H株式会社 代表取締役社長	87,482株
2	にしまる よしたか 西丸 義孝 (昭和25年12月24日)	昭和49年4月 兼松江商株式会社 (現兼松株式会社) 入社 昭和59年6月 兼松香港会社 財務部長 平成12年4月 兼松総合ファイナンス株式会 社 代表取締役社長 平成13年11月 当社入社 平成14年4月 当社管理部長 平成14年7月 当社執行役員管理部長 平成15年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役常務執行役員 平成20年10月 当社常務取締役常務執行役員 平成26年7月 当社専務取締役 平成27年6月 当社代表取締役専務(現任) (現担当業務)本社部門統括 (重要な兼職の状況) C&H株式会社 監査役	28,924株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いりの てつろう 入野 哲朗 (昭和32年3月16日)	昭和54年4月 当社入社 平成13年1月 当社企画室長 平成14年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役常務執行役員 (現任) (現担当業務)製造部、技術開発部、品質保証 室担当	33,379株
4	ふるや まさみ 古谷 正美 (昭和31年4月27日)	昭和55年3月 当社入社 平成18年4月 当社営業業務部長 平成20年1月 当社営業業務部長兼購買部長 平成21年4月 当社購買部長 平成21年7月 当社執行役員購買部長 平成27年6月 当社取締役執行役員購買部長 平成28年4月 当社取締役執行役員営業業務 部長 (現任) (現担当業務)営業業務部、購買部担当	7,944株
5	ふゆき としお 冬木 敏夫 (昭和29年8月24日) 新任	昭和55年4月 大建工業株式会社入社 平成15年4月 同社開発研究所長 平成22年4月 同社執行役員 エコ事業本部西部エコ事業部 長 平成25年4月 同社常務執行役員 平成25年10月 同社常務執行役員 開発企画部長 平成26年4月 同社常務執行役員 総合開発研究所長 平成27年4月 同社常務執行役員 品質保証部長 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。  
3. 候補者冬木敏夫氏は大建工業株式会社の執行役員であり、同社は当社と取引関係があるとともに、MDF生産・供給面での業務・資本提携を締結しております。  
4. 候補者冬木敏夫氏は、社外取締役候補者であります。  
5. 候補者冬木敏夫氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識及び経験並びに幅広い見識を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。  
6. 当社は、冬木敏夫氏が取締役役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。  
7. 監査等委員会では選定理由等を踏まえ、各候補者を取締役役に選定することについて、相当であるとの意見を有しております。

以 上



## 第66期定時株主総会会場ご案内

(会場) 大阪府岸和田市木材町17番地2  
ホクシン株式会社 3F会議室  
Tel. 072 (438) 0141



- ・南海本線をご利用の場合は、泉大津駅前を午前9時25分に出発する当社の社有車をご利用ください。なお、タクシーご利用の場合は、会場までの所要時間は約15分です。